読谷村役場庁舎の省エネ・創エネ設備等の導入及び機能強化（ZEB 補助金等を活用した設備の導入工事と光熱費削減保証サービス）委託業務公募型企画提案募集要項

１．施設の名称及び所在地

１）名称：読谷村役場庁舎

２）所在：沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

３）施設概要

構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造		
敷地面積：16,500 ㎡	建築面積：4,061 ㎡	延べ床面積：8,852 ㎡

２．施設使用時間等

１）開庁時間：８時 30 分から 17 時 15 分

２）閉庁日：土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）、慰霊の日（６月 23 日）

３．主な業務内容及び履行方法：業務仕様書（別紙）のとおり

４．応募資格要件

①地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しないもの

②公租公課の滞納がないもの

③施工業者は、沖縄本島内に本店又は支店若しくは営業所又は事業所のいずれかを有するもの

④過去５年間において、国又は地方公共団体の補助金を活用した省エネ化等に係る設備導入業務の実績を有するもの

⑤告示日において、国、県、市町村から指名停止等の措置を受けていないもの

⑥暴力団による不当な行為の防止等に関する法律又は読谷村暴力団排除条例で定義された暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと

⑦業務遂行のための有資格者及びその他必要な要件等を満たすことが確認できるもの

⑧国が行う補助事業等に係る補助金申請を行うことができるもの

⑨共同企業体で申請する場合は、協定が交わされていること（協議中も可）

⑩構成員若しくは下請業者に読谷村内事業所が１社以上いること

５．参加方法

１）受付期間：令和６年 12 月 26 日（木）から令和７年１月 16 日（木）（厳守）

※窓口受付：平日の８時 30 分から 17 時 15 分（12 時から 13 時を除く）

２）提出方法：持参又は配達証明郵便により送付（以下「郵送」という）すること

※郵送の場合は、受付期間中に必着とする

３）提出書類

①参加申込書（様式第１号）

②事業者調書（様式第２号）

③添付書類

（ア）登記簿謄本、定款、納税証明書（又は公租公課の滞納がないことが分かるもの）

（イ）国又は地方公共団体において、補助金を活用した省エネ化等に係る設備導入業務の実績が分かるもの

（ウ）提案内容に関連する業務に要する資格者証や登録証又はそれに類するものの写し

（エ）施工体制図（任意様式）

（オ）共同企業体構成員及び協力企業の構成書（任意様式）※共同企業体のみ

※上記のほか、必要な書類がある場合は、追加で求める場合があります

３）提出部数：正本１部、副本 10 部、電子媒体１部（CD 又は DVD）

４）受付場所：読谷村役場庁舎　３階　総務課　行政防災係

６．参加確認結果通知

参加資格の確認後、参加資格結果を通知します。

７．説明会

１）開催日時：令和７年１月 22 日（水）15 時

２）開催場所：読谷村役場庁舎　３階　大会議室

８．企画提案書の提出

１）提出内容：企画提案作成要領（別紙）参照

２）期限及び方法：令和７年２月 18 日（火）15 時（厳守）、読谷村役場総務課へ持ち込み

※受付時間：平日の８時 30 分から 17 時 15 分（12 時から 13 時を除く）

※提出は窓口のみ。郵送による受付は行わないのでご注意下さい。

９．契約候補者の選定方法等

１）選定方法

選定にあたっては「読谷村役場庁舎の省エネ・創エネ設備等の導入及び機能強化（ZEB 補助金等を活用した設備の導入工事と光熱費削減保証サービス）委託業務事業者選定審査委員会（以下「審査会」という。)」において、企画提案書、参加者のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき総合的に業務実施能力等を審査し、総合評価点が最も高い者を契約候補者として選定します。なお、参加者が多数の場合は書類審査で５者を選定して審査し、企画提案者が１者の場合も審査会で企画提案内容を審査し、その内容が審査基準を満たさない場合は、契約候補者がないものとする。

２）プレゼンテーション（発表）

予定日：令和７年２月 25 日（火）を予定。※詳細は後日応募者に通知

参加者：応募者あたり５名以内

時　間：応募者あたり 20 分以内　※質疑応答時間は除く

３）審査基準

①光熱費削減計画案の内容が、読谷村役場の光熱費削減及び CO2 抑制に大きく寄与するものであること

②当該契約期間中、安定的かつ誠実に履行できる能力を有すること

③業務に携わる社員に、業務を確実に履行できる有資格者を確保していること

④計画に読谷村の事業者が関わること

⑤審査基準表：別表のとおり

４）審査結果

提案した事業者に文書で審査結果を通知します。なお、審査結果に関する問い合わせ、選考に係る異議等については一切応じられません。

10. 選考審査の対象外となるもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、選考審査から除外します。

①提出書類に虚偽の記載があったとき

②本要項及び企画提案書作成要領に違反又は著しく逸脱したとき

③提出期限までに必要な書類が提出されないとき（添付書類を含む）

④応募者の構成員に反社会的勢力の者がいることが判明したとき

⑤その他不正行為があったとき

11. 契約について

１）手続き等

審査会で選定された契約候補者は、本村との契約締結の優先権を有し、所定の手続きを経て更に内容等を充実させた後で契約を締結します。

２）時期

読谷村議会で議決される日の翌日に契約を締結します。

３）条件

本事業は停止条件付きの応募であり、予算案件が議会で議決されないこと若しくは補助金交付決定がされないことにより本事業の実施が困難となった場合は、契約不成立となる場合があり、その理由により契約が締結されなかった場合は、それまでに要した費用（現地調査費、設計及び応募等に係る諸経費等）は応募者が負うものとします。

別表（審査基準に関するもの）

項目	内容	配点
１．総合評価	提案内容が優れているか（削減効果）	25 点
	省エネ・創エネ事業に関する補助事業の実績	
	有資格者の配置、業務遂行能力	
２．経済的評価	資金調達計画の信頼性	25 点
	見積金額の妥当性、経費削減の努力など	
	導入システムの維持管理に係るコスト	
３．提案内容	補助事業の専門家の配置	50 点
	提案する補助事業申請に係る遂行能力を有するか	
	企画提案を有する専門家との連携の確実性	
	事業内容、実施工程の効率性及び実現性	
	CO2 の排出量及びランニングコストの削減効果	
	庁舎の災害拠点の機能強化	
	村内業者の参加（JV、下請）	
合計		100 点